

令和八年六月

令和八年六月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第二号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	5頁
議案第三号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	13頁
議案第四号	文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	15頁
議案第五号	文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例	19頁
議案第六号	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例	21頁
議案第七号	児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について	23頁
議案第八号	窓口カウンター外九点の買入れについて	25頁
議案第九号	建物の処分について	27頁
議案第十号	建物の処分について	29頁
議案第十一号	建物の処分について	33頁
議案第十二号	建物の処分について	35頁
議案第十三号	建物の処分について	37頁
議案第十四号	建物の処分について	39頁
議案第十五号	建物の処分について	41頁
議案第十六号	建物の処分について	43頁
議案第十七号	文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約	45頁

議案第十八号	バリアフリー整備工事（区道第八百八十九号）請負契約	47頁
議案第十九号	文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約	49頁
議案第二十号	文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約	51頁
議案第二十一号	文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約	53頁
議案第二十二号	文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約	55頁
議案第二十三号	文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約	57頁
議案第二十四号	文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について	59頁

議案第二号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第十九条の二第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「及び第二十四条の三第一項」を「並びに第二十四条の三第一項及び第二項第四号」に改める。

第二十四条の二第一項第二号中「除き、」を「除く。次条第一項第二号において同じ。」（「に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、同条第五項中「次条第四項」を「次条第五項」に改める。

第二十四条の三第一項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公

的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

二 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第九条第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第三号において同じ。）（退職手当等（第三十六条の二に規定する退職手当等に限る。）以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

三 法の施行地において公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第九条第一号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第四十八条の九の七の三に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する者

第二十四条の三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八条の九の七の三」を「第四十八条の九の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書に」を「同条第一項の規定による申告書に」に、「法第三百十七條の三の三第一項の規定による申告書を提出する」を「同条第一項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等支払者の名称

二 公的年金等受給者が、法第三百十四条の二第一項第六号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

三 特定配偶者の氏名

四 扶養親族又は特定親族の氏名

五 その他施行規則で定める事項

付則第三条中「から令和九年度まで」を「以後」に改める。

付則第三条の五の前の見出し及び同条を削る。

付則第三条の五の二の前に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「令和二十年度」を「令和二十五年度」に、「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「令和七年」を「令和十二年」に、「において前条第一項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第二項中「付則第三条の五の二第一項」を「付則第三条の五第一項」に改め、同条を付則第三条の五とする。

付則第三条の六中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

付則第三条の七第一項中「付則第三条の五の二第一項」を「付則第三条の五第一項」に改め、同条第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の六第三項又は第四項」に改める。

付則第三条の十中「付則第三条の五の二第一項」を「付則第三条の五第一項」に改める。

付則第四条第一項中「令和九年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「付則第三条の五の二第一項」を削る。

付則第五条の二中「附則第七条の二第四項」の下に「（法附則第七条の三第三項又は第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第六条第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「令和四年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和八年度分」に改める。

付則第八条第三項第二号、付則第九条第三項第二号及び付則第十条第三項第二号中、「付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「及び付則第三条の五第一項」に改める。

付則第十一条第一項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に、「附則第三十四条の二第五項」を「附則第三十四条の二第六項」に、「附則第三十四条の二第十項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第十二条第五項第二号、付則第十三条第二項第二号及び付則第十四条第二項第二号中、「付則第三条の五

第一項及び付則第三条の五の二第一項」を「及び付則第三条の五第一項」に改める。

付則第十四条の二第二項第二号及び第五項第二号並びに付則第十四条の三第二項第二号及び第五項第二号中「第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項」を「及び第三条の五第一項」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十三条第一項ただし書、第二十四条の二及び第二十四条の三の改正規定並びに付則第三条の改正規定及び付則第三条の五の二第一項の改正規定（「令和二十年度」を「令和二十五年度」に改める部分及び「令和七年」を「令和十二年」に改める部分に限る。）並びに次条第一項及び第二項の規定 令和九年一月一日
- 二 第十九条の二第二項の改正規定並びに付則第三条の六の改正規定、付則第三条の七第二項の改正規定、付則第五条の二の改正規定及び付則第十一条の改正規定（同条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める部分を除く。）並びに次条第三項の規定 令和十年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の文京区特別区税条例（以下「新条例」という。）第二十四条の三第一項及び第二項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第二十四条の三第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等については、提出したこの条例による改正前の文京区特別区税条例第二十四条の三第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第一号に掲げる規定による改正後の文京区特別区税条例付則第三条の五第一項及び第二項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和八年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第十六項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第十六項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第十七項に規定する特例既存住宅及び同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第十七項の規定により同条第一項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第十七項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第六項に規定する認定住宅等（同条第十八項の規定により同条第六項に規定する認定住宅等とみなされる同条第十八項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋（同条第二十項の規定により同条第一項に規定する居住用家屋とみなされる同条第二十項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第三十五項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされる同条第三十五項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第十項に規定する認定住宅等（同条第二十一項の規定により同条第十項に規定する認定住宅等とみなされる同条第二十一項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十一条第四項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第二号に掲げる規定の施行の日以

後に行う新条例付則第十一条第一項の土地等の譲渡について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例付則第六条第二項及び第三項の規定は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表65の11の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四号

文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成五年六月文京区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「容積率」の下に「（法第五十二条第一項に規定する容積率をいう。以下同じ。）」を加え、同条中第三項から第五項までを削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する容積率を算定する際の建築物の延べ面積には、法第五十二条第三項及び第六項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号ただし書及び同条第三項の規定により延べ面積に算入しないものとされた部分の床面積並びに当該計画地区が属する地区整備計画を定めた地区計画において延べ面積に算入しない旨を定めた部分の床面積は、算入しない。

第七条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。
第八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第一項の規定に適合しないこととなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の

規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第一項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

二 第一項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

第十三条の見出し中「さく」を「柵」に改め、同条中「さく」を「柵」に改め、「除く」の下に「。以下同じ」を加える。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「第三条第二項」の下に「（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同条第二項第一号中「自動車車庫等」を「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。）」に改める。

別表第一後楽二丁目地区地区計画の項中「平成十六年八月東京都告示第千二百八十七号」を「令和八年三月東京都告示第千二百二十六号」に改める。

別表第二の1の部ア欄中「」第二条第一項各号又は第六項各号のいずれかに該当する」を「。以下「風営法」という。）第二条第一項及び第六項に規定する」に改め、同部エ欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部サ欄中「さく」を「柵」に改め、同部に次のように加える。

風営法第二 条第六項か ら第十項ま	十分の 百十五。 ただし、	十分の 三十。た だし、道	十分の 八	五百平 方メー トル。た	二百平 方メー トル。た	計画図に示す 壁面の位置の 数値。ただし、	百七十 メー トル
-------------------------	---------------------	---------------------	----------	--------------------	--------------------	-----------------------------	-----------------

別表第二の2の部エ欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改め、

<p style="text-align: center;">地丁後 目楽二 区南二</p>
<p style="text-align: right;">建途るで 築に営に 物に業規 供すの定 すの用す る用す</p>
<p style="text-align: center;">なばな上二十割対面のべ分す途宅共 い。なけと三分合す積敷敷の面ののるにの同 られし以のにに地積延部供用住</p>
<p style="text-align: right;">でのてに建路 ない限は、つ築内 りこい物の</p>
<p style="text-align: right;">でのてに建路だ ない限は、つ築内し、 りこい物の道</p>
<p style="text-align: right;">でのてに建路だ ない限は、つ築内し、 りこい物の道</p>
<p style="text-align: center;"> 一 ではない。この限り 二 歩行者の 三 公益上必要なもの 四 安全性や快 五 適性を確保 六 設けるひさ 七 その他に 八 類似する 九 公路上、 十 交通安全、 十一 衛生その他 十二 周辺の環境 十三 を害するお 十四 そのない 十五 も </p>

同部サ欄中「さく」を「柵」に改め、同表3の部春日・後楽園駅前地区の項ア欄中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項各号に掲げる風俗関連営業」を「風営法第二条第六項に規定する営業」に改め、同部エ欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部サ欄中「さく」を「柵」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地区計画の変更に伴い、計画地区を追加し、当該計画地区内における建築物の制限を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五号

文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立一時保育所条例の一部を改正する条例

文京区立一時保育所条例（平成十八年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一時間」を「三十分」に改める。

別表区の区域内に住所を有する者の項中「一時間ごとに八〇〇円」を「三十分ごとに四〇〇円」に改め、同表
その他の者の項中「一時間ごとに一、三〇〇円」を「三十分ごとに六五〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の文京区立一時保育所条例の規定による文京区立一時保育所の利用に関し必要な手続
その他の準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

利用時間の単位を変更するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六号

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例の一部を改正する条例

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（昭和五十年十二月文京区条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び林間学校」を削る。

第六条第一号中「及び林間学校」を削り、同条第二号中「区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者」を「区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員の過半数を占める団体」に改め、同条第三号中「中学校」の下に「（義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

（説 明）

学園の使用に係る見直しを行うため、本案を提出いたします。

議案第七号

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第二項の規定により、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を別紙のとおり変更する。

（説 明）

児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置する自治体を追加するため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、本案を提出いたします。

別紙

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。
第一条中「中野区」の下に「、杉並区」を加える。

附則

この規約は、令和八年十一月一日から施行する。

議案第八号

窓ロカウンター外九点の買入れについて
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

窓ロカウンター外九点の買入れについて

左記のとおり窓ロカウンター外九点を買入れ入れる。

記

- 一 買入れの目的 戸籍住民課来庁者スペースの利便性及び快適性の向上
- 二 種類及び数量
 - (一) 窓ロカウンター 一式
 - (二) 飛沫飛散防止用スクリーン① 三台
 - (三) 飛沫飛散防止用スクリーン② 六台
 - (四) 飛沫飛散防止用スクリーン③ 十台
 - (五) 飛沫飛散防止用スクリーン④ 二台
 - (六) 飛沫飛散防止用スクリーン⑤ 五台
 - (七) 記載台① 四台
 - (八) 記載台② 二台
 - (九) 記載台③ 二台
 - (十) 掲示板 一面

三 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号の規定に

よる随意契約

四 契約金額 金三千四百三十二万円

五 契約の相手方 東京都江東区東陽二丁目三番二十五号

株式会社内田洋行営業支援統括グループ

取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括 小柳諭司

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

議案第九号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金八千二百六十三万円

三 相手方 東京都文京区根津二丁目十五番十三号

実用根津ホーム株式会社

代表取締役 中川英則

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の二十五
建物の名称 四〇一
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 四階部分 六七・二二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千六百二十三

議案第十号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

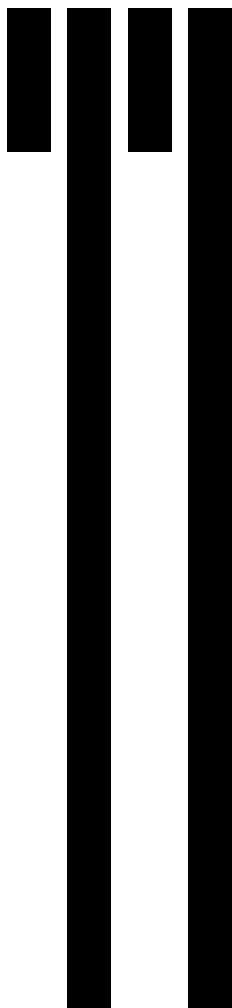
提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

- 一 建物の表示 別紙のとおり
- 二 処分価格 金九千八万九千円
- 三 相手方



(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出

いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の二十六
建物の名称 七〇一
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 七階部分 六七・二二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千六百二十三

議案第十一号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金九千二百三万三十円

三 相手方



(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の二十七
建物の名称 七〇三
種類 類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 七階部分 六八・六二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千七百八十九

議案第十二号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

- 一 建物の表示 別紙のとおり
- 二 処分価格 金一億一千万円
- 三 相手方

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の二十八
建物の名称 八〇一
種類 類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 八階部分 六七・二二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千六百二十三

議案第十三号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金九千三百八十八万円

三 相手方 東京都千代田区内神田一丁目七番六号北大手町ビル

株式会社青山メインランド

代表取締役 西原良三

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル
(専有部分の建物等の表示)
家屋番号 根津一丁目二百五番地の三十
建物の名称 九〇三
種 類 居宅
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床 面 積 九階部分 六八・六二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千七百八十九

議案第十四号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金九千五百万円

三 相手方 東京都文京区根津二丁目十五番十三号

実用根津ホーム株式会社

代表取締役 中川英則

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の五
建物の名称 一一〇一
種類 類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 十一階部分 六七・二二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千六百二十三

議案第十五号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金八千五百六十五万七千七百十円

三 相手方 千葉県松戸市小根本三十七番地の三

株式会社Myアセット

代表取締役 中野貴行

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル
(専有部分の建物等の表示)
家屋番号 根津一丁目二百五番地の三十二
建物の名称 一〇二
種類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 十一階部分 六六・八二平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万八千五百十三

議案第十六号

建物の処分について

右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

建物の処分について

左記のとおり建物を処分する。

記

一 建物の表示 別紙のとおり

二 処分価格 金八千四百七十八万七千七百十円

三 相手方 千葉県松戸市小根本三十七番地の三

株式会社Myアセット

代表取締役 中野貴行

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

(一棟の建物の表示)

所 在 東京都文京区根津一丁目二百五番地二
建物の名称 コーポ根津清水
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下一階付十三階建て
延床面積 五、一七〇・五八平方メートル
敷地面積 一、七四〇・七九平方メートル

(専有部分の建物等の表示)

家屋番号 根津一丁目二百五番地の六
建物の名称 一二〇三
種類 類 居宅
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一階建て
床面積 十二階部分 六五・五一平方メートル
敷地権の割合 百万分の一万七千九百三十

議案第十七号

文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約

文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金一億八千五百二十四万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和九年七月三十日まで
- 二 支出科目等 令和八年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和九年度 債務負担行為

議案第十八号

バリアフリー整備工事（区道第八百八十九号）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

バリアフリー整備工事（区道第八百八十九号）請負契約
バリアフリー整備工事（区道第八百八十九号）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 バリアフリー整備工事（区道第八百八十九号）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金四億七百万円
- 四 契約の相手方 ダイヤス・古市建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区関口一丁目二十三番六号プラザ江戸川橋三〇七

株式会社ダイヤス

代表取締役 増田京子

構成員 東京都文京区根津一丁目二十三番九号

株式会社古市工務店

代表取締役 古市芳宣

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期 契約締結の翌日から令和九年九月十五日まで

二 支出科目等 令和八年度 一般会計 土木費 道路橋梁費

令和九年度 債務負担行為

議案第十九号

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京区立第一中学校特別教室改修工事（第二期）

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金四億千三百一万七千円

四 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十二月二十八日まで
- 二 支出科目 令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十号

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立第三中学校特別教室改修工事（第二期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億二千八十九万二千円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目二十六番十九号
株式会社リン・ドス
代表取締役 東海林諭

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十二月二十八日まで
- 二 支出科目 令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十一号

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立第九中学校特別教室改修工事（第二期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億二千七百八十万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目十九番三号
トリヤマ株式会社
代表取締役 鳥山幸得太

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十二月二十八日まで
- 二 支出科目 令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十二号

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）請負契約

文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立第八中学校特別教室改修工事（第二期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億六千二百三十五万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号
株式会社上之原工務店
代表取締役 上之原一光

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十二月二十八日まで
- 二 支出科目 令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十三号

文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）請負契約

文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立第十中学校特別教室改修工事（第一期）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億五千十四万円
- 四 契約の相手方 東京都文京区水道一丁目十二番十五号
株式会社ビッグルフ
代表取締役 大屋高広

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和八年十二月二十八日まで
- 二 支出科目 令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

議案第二十四号

文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について
右の議案を提出する。

令和八年六月二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の一部変更について
令和七年六月二十四日契約第五千六百八十九号により締結した文京区立関口三丁目公園再整備工事請負契約の
一部を左記のとおり変更する。

記

- 一 契約の目的 文京区立関口三丁目公園再整備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金二億千三十三万五千四百円
(変更前の契約金額 金一億九千八百六十三万三百円)
- 四 契約の相手方 東京都江東区冬木六番二十五号
株式会社ランデック
代表取締役 石川綾子

(説明)

工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

一 工 期 令和七年六月二十五日から令和九年一月七日まで

（変更前の工期 令和七年六月二十五日から令和八年九月三十日まで）

二 支出科目 令和七年度 一般会計 総務費 防災対策費

土木費 公園緑地費

令和八年度 一般会計 総務費 防災対策費

土木費 公園緑地費

